

中小企業金融論への提言

大 沢 正

目 次

- I 課題追求の不徹底な現状
- II 庶民金融論の長い支配
- III マネー・フローと、長期予測の二つの手法出現
- IV なお広く、深い中小企業金融の課題

I 課題追求の不徹底な現状

中小企業問題の分析、解明のうち、その金融部門が最もおくれており、あるいはおとっていると、多くの研究家が口にしているところである。中小企業金融に関する文献等が皆無というほどではないが、研究家の社会からは中小企業論のなかで金融面の探究が一番未発達なことが歎かされている。

出発の当初からわが国で金融は、経済のなかできわめて重要な地位を占めていた。中小企業問題が発生したのがわが国が近代経済国家になった明治維新からであるとすれば、資本の自由化を生命の一とする経済新体制、すなわち資本主義体制を迎へ、資本、金融の自由が経験的にも制度的にも理論的にも未発達であったわが国では、それだけに資本、金融に関しては驚異であった。その驚異からいっても、資本の蓄積、機能から集中傾向までも最大の論題として探究されるはずのところ、一方においては、少しでも早く先進国に追いつこうとする富国強兵政策をとったわが国においては、金融探究の課題はもっぱら近代経済のチャンピオンである近代金融制度すなわち銀行制度の確立、しかも大部分先進国からの導入であった。最初から数えて40年ほどたった明治末期にいたりようやく大蔵省は、「庶民金融」改善の構想を立てそれは大正初めに第一次無尽

業法制定、市街地信用組合の産業組合制度内における推進および預金部資金若干の出動となって実現した。その後、経済不況時にはきまって中小企業金融難が叫ばれ、銀行や政府系特別銀行やさらに無尽会社と市街地信用組合の中小企業貸付が強化された。昭和初期の商、工両組合（小組合を含む。）を中心とする組合金融の促進、太平洋戦争前後の中小企業金融への財政投融資の推進、戦後の復興経済期における中小企業金融対策の中心化、さらに中小企業近代化・高度化融資の花形化等、わが国でも金融問題とその対策が中小企業問題と対策の焦点とさえなりつづけてきた。それにもかかわらず中小企業についての研究、考察の理論が最も遅れている理由はいずれにあるだろうか。

わが国中小企業問題の長い発展史のなかからこの問題の根拠、解答を探すことは省略し結論的にいって、現実主義的な富国強兵策に制度的に執着し、時代時代に適切であった対策、措置をとらなかつたことが原因の最大のものとしてあげられる。種々の変せんを経た75年もの戦前の歴史探索は省き、太平洋戦争後からの短かい25年前後の歴史だけでも、中小企業金融の課題の内容推移変化は制度の固定化との間にズレをつくりだしていた。第一次中小企業金融体制が制度的に一先ずできあがったのは、①全国銀行（15都市銀行、61地方銀行、7信託銀行、3長期信用銀行）が資本金額が一定額以下の本業体に対する貸付を「中小企業貸付」とすると同一步調をとり、②無尽会社が相互銀行となり市街地信用組合が信用金庫となり、信用組合とともに中小企業専門、3金融機関を形成し、③他方、新設の中小企業金融公庫が従来の商工組合中央金庫および国民金融公庫とともに政府関係中小企業専門金融機関となり、④ほかに大蔵省資金運用部や簡易生命保険・郵便年金等による中小企業向け各種の財政投融資の復活および、⑤国営信用保険ならびに信用保証協会の充実と双方の一体化体制——を内容とするものであった。昭和40年台に入ってわが国経済の課題はようやく変化し、構成項目のなかの金融制度もまた第2次改定の必要に直面した。政府の金融制度調査会が中心となり、専門委員会ごとに各般の制度改定作業が進められた。しかし、最も中心的な全国銀行制度は、困難な種々の問題が含まれているからという理由でまだ結果の一端も発表されていない。戦後ふたたび

増大した政府金融機関またはその融資についても、問題があるとはされながら、改定案は、まだ発表されていない。証券金融についてもまた同様であったが、ただ一つ、中小企業金融については一番先きに議題にとりあげられ、審議が進み、改定案が早く発表され、ついには立法措置が講ぜられた。中小企業金融難の問題が依然として社会の表面をおおう一大問題であったこともそれを促がした一因であったが、最大の原因は3民間中小企業金融機関問題を取りあげることとは一番容易な、すなわち各面で抵抗がすくない改定案であった。一番最初は、協同組合の相互扶助原理を一層発揮するようにという勧告的なものであったが、最後の立法施策は、「中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法および信用金庫法の一部を改正する法律」を、「金融機関の合併及び転換に関する法律」と抱き合せのように一緒に成立させることであった。

その要旨は、経済の進展にしたがって規模も拡大し、その一環であるところの中小企業もまた成長しているので、金融機関もまた成長発展の方向に促進されなければならないというのであった。もとよりそのなかで、従来の民間3中小企業専門金融機関であることを認め、3種のうち信用組合制度には少々の規模拡大への改正はするが小零細金融への定着をなお一層促進するように強調された。これに対して相互銀行と信用金庫に対しては対象の中小企業の成長にこたえずするため規模拡大への道を定めたほかに、中小企業専門金融機関という限界を突きやぶって企業の大型化が進むときは、それに適する金融機関の大型化を実現するための合併等にまで考慮された。

要約、このように、独り最も早く戦後第2次制度改定の白羽の矢をたてられて注目された3民間中小企業専門金融機関は結局、戦後の成長経済に随応するまたは促進する成長金融の制度として、先づ最も抵抗力がすくないところで成就されたのにとどまった。

以上の通り、百年余に及ぶ全歴史の経過をまつまでもなく戦後から現在にいたる短かい歴史に徴してもわが国の中小企業金融論は、それぞれの施策や説得においては量的にも適宜性においても他国におとらないにかかわらず、理論的に掘り下げ方が発達せず止っている。それは、近代金融制度の代表である銀

行制度に対する非常な執着が根強く継続しているわが国の特色的伝統も有力な一因であるが、金融難等にはしばしば陥りながらも高度成長経済主義の余沢と期待に恵まれた戦後の中小企業者の、またかれらを取りまく学界等の楽観も一因とみられる。この欠陥を是正し、中小企業金融論などが最も必要でないとも見えるこの時期においてこそ最もその中小企業金融論が真剣に発展しなければならぬことを、以下にすこし詳論を試みたい。

II 庶民金融論の長い支配

明治の末期に大蔵省は「庶民金融改善の構想」を発表し、それは大正年代初期に第1次無尽業法制定、市街地信用組合制度育成に関する産業組合法の改正、および大蔵省預金部資金若干の出動となって現われた。いわゆる「庶民」の用語は明治初期の「五ヶ条のご誓文」中の「官武一途庶民ニ至ルマデ」から出た、今でいえば「国民大衆」という意味で用いられたとみられるが、新に「庶民」の仲間入りした町人階級のうちの財閥商人、生産大企業家と一般中小企業者の双方をそのなかに一括同居させ観念している危険がないではなかった。ところがその後この便利な用語は言葉のむずかしい詮議などはあまり受けずに太平洋戦争終了まで約80年の長い間、中小企業者、勤労者および自由業者など広い一般大衆層金融を意味しながら用いられた。また戦後の経済民主化時代に入り、特権階級の存在を前提するかのような「庶民」の語の代わりに「国民大衆」という言葉が用い始められ、また、「中小企業」という語と「中小企業金融」という語までもでき上って公私両面で用いられるようになったものの、純粋な中小企業金融に限定しているのは主として政府関係金融機関だけであって、民間金融機関は普通市中銀行であれ中小企業専門機関であれいずれもその小口金融のなかには中小企業金融のほか勤労者金融等を含み、実質的には「庶民金融」をまだ根絶していない。それには、制度的理由のほか「中小企業」に実質的に密着した「中小企業金融論」が十分に成育して制度機構的にも活動機能的にも「庶民金融」の古い概念を排除するまでにいたらないことにも原因の一端があった。量的には微弱ながら「中小企業者」のための「中小企業

金融」の立場を固執した公共資金中小企業金融の場合でも、独自の中小企業金融論の展開はあまり見られなかった。

このように、戦前までの75年の長い間、さらに戦後しばらくの間も事実的にわが国の中小企業金融論を支配しつづけた「庶民金融論」は、長い歴史の間に種々の中小企業金融問題の生起を迎えながら、一貫して要約つぎのような所論をもちつづけていた。

- ① 庶民金融は庶民に対する金融であるため比較的小口金融であるが、1件ごとに大企業金融の大口融資と同様の手数がかかる。割引手形、手形貸付または証書貸付に伴う手数は、1枚5万円の割引手形10件分、すなわち50万円の手形割引1件に相当するという、いわば割高の資金供給になる。そのため法律も一般に（例えば臨時金利調整法）融資金額一定額以下の場合には、金利の制約を緩和乃至撤廃するのが通常（利息制限法及び預り金等の禁止に関する法律にもとづく一般的制限を除く。）である。

このほかに大企業大口金融にくらべ、——④金融取引が同一金融機関に恒久的に密着する度合が低く、⑤帳簿組織その他財務状態を明らかにする証拠書類等も程度が低く、⑥取引先、市場関係その他の信用関係や担保、保証人信用力も弱いなどの諸点から授信信用力調査にも手数がかかる。したがって、金融機関は一般に小口融資の庶民金融はこれを敬遠する。

- ② 中小企業は大企業に比べて自己資本比率が一般に低く、ことに株式や社債等の特殊長期金融市場もほとんど社会的に開放されていないわが国の場合、金融需要は大企業に比して強い。他方、貸付資金源の面では第1の預貯金が貯蓄性預金と流動性預金、官公署等の公共預金等の違いで時と場所によって小口金融機関と大口金融機関とで吸収率に甲、乙順位をつけることは困難であるが、それを補う第2の借入金については、中小金融機関の不利乃至劣勢は明らかである。すなわち、金融機関同士の短期取り入れコール・マネーで巨大な信用力がある大口融資大銀行が有利なことは当然ながらそのほかに、資金不足を救うために日本銀行貸付金は、「日本銀行再割引適格手形」に象徴されるように、日本銀行の貸付取引が實際上、大

企業大口融資を取引地盤に持つ大企業本位の金融機関となることが判明する。大企業の資金需要はこのように供給資金源においても中小企業に比べ恵まれている。

- ③ 資金の流動性にとぼしい中小企業はまた借入金償還成績が比較的困難で金融対象としてはあまり歓迎されない。大企業大口融資の場合は償還成績が融資金融機関の採算に響くのみならず関連下請業者等の影響など社会的波及度が大きいせいもあって、事前に予防が講じられる等あまり表面化しないが、中小小口融資の数多くの貸倒れ損失防止のためには信用保険・保証が付せられるのが通常である。前にも述べた中小企業金融における授信調査の困難性とも関連して、ここでは信用保険または信用保証が通常となり、逆に信用保険・保証付き融資が中小企業金融の一つの特性であるとまでいっても過言でない。

- ④ 法律も認めるように比較的、高金利で融資する中小企業金融は反対に、高い金利を負担できない多くの中小企業者を利用層にしている。

金利負担能力の大、小については正確にみるためには別途の考究が必要であるが、これを略して常識的にみても、元利を含む借入金返済源泉は、大企業大口融資の場合おおむねは特定の商取引（生産を含む）利潤であるに対し中小企業小口融資の場合、特定商取引源泉を持たず企業の総資本利益のなかからの比較的低いというハンディキャップがある。高金利負担能力に低い中小企業者に比較的高金利の中小企業金融の定着という矛盾的な問題の打開はまた中小企業金融論の発展の一つであるが、それは、矛盾する限度の差額高利をより低利な公共資金金融で置き代えるか、または公共資金の保険・保証によって普通利息にまで改定する方法で調整されるのを常とする。

以上はきわめて集約した「庶民金融論」の骨子であるが、現実には金融機関が全国銀行あるいは当時の普通銀行、および特殊銀行のように大企業大口融資も中小企業向け小口貸付もできる貸付資金態勢と取引先態勢にあるものと、主として貸付先（割引手形先きをも含む。）が中小企業小口融資的である中小専門金

融機関とに分離が進行していた。したがって、以上の所論がそのまま適用されて誤りないのは、全国銀行で貸付資金が豊富に集められ大口貸付と小口貸付とが自由に選択される場合だけであった。その銀行融資に対しても中小企業金融難があまりに長い場合は政府によって、銀行がこれまで示した中小企業貸出率（昭和44年2月末現在、32%）を下回ることをないように勧告された。したがって、高い資金の、かつ手数のかかる貸付であっても中小企業資金需要の熾烈さにかんがみ同一程度の線は長い間ほぼ維持されている。反対に無尽会社、市街地信用組合時代から相互銀行、「信用金庫、信用組合時代にかけて、中小企業専門金融機関は、小口融資先きの中小企業者とその主要取引先き地盤としているが、まれに有利な大企業的大口融資先きを持つ場合でも、大口融資額の合計は、銀行または金庫の総資産の十分の一以内その他の制限を課するように政府により規制され、国民大衆金融機関の職能に全力を注ぐように勧告されつづけたが、それだけに実際には幾分かの大口融資へのうごきはあった。

「庶民金融論」はさらに、消費生活協同組合法が戦前の母法である産業組合法（購買組合等）から独立制定され、労働金庫制度も独立したのを契機に、多量に勤労者の自由業者をその傘下から離れさせた。また、産業組合制度が廃止され農業協同組合制度一本となり、産業組合中央金庫が農林中央金庫と改称されたことが象徴するように中小農水産業者も中小企業陣営から離れた。一方、中小企業等協同組合は、独禁法規制の緩和をはかるため等もあって「中小企業者」の業種と企業規模の上限を具体的に定めてこれらから区別し、「中小企業者」は独自の一階層となるかのようにみえた。しかし、民間の全国銀行も中小企業専門金融機関も、その小口融資を中小企業者に限定せず、実質的に「庶民金融」の場合に近い対象を顧客とする態度をとっていた。したがって銀行または民間中小専門金融機関の側では、中小企業金融論独自の発展にはあまり関心、興味を示さず、「庶民金融論」で間に合うという態度があった。政府、業界においても、特に中小企業金融に関心と関係を深く持つ者の例外を除きひきつづき「庶民金融論」によった。果してそれで十分であったろうか。「庶民」から独自化した「中小企業者」にその独自性を求め、「中小企業金融論」も金融の

機能なり、貸付資金の発源なりを中小企業の特徴のなかに発見しようとするところにあることは明らかである。これが、中小企業の実態調査の複雑さ、企業診断の困難等のため中小企業の体内における金融資金の循環と、活動機能を明らかに把握することを妨げる。反対に、「庶民金融」に癒着している間は、大企業向け大口融資金融機関と中小専門金融機関との分離も、小口融資が大口融資に比較して原則的には金額の倍率だけコスト高であるということなどは必然に自由主義経済上の結論と一致する。高金利金融の小口貸付を、利子負担能力の低い中小企業者が負担しなければならないという資本主義金融の矛盾からの打開は、民間金融機関の責任外であって、それはよろしく租税資金等の無利子乃至低利資金の特別金融によって補填されるべきであるという論に帰着する。一歩進んで、比較的到高利の資金金融であっても中小企業金融は中小企業の体内で大企業融資以上の機能を発揮し高利をも返済しまたは高利を肩替りしてくれた公共資金金融乃至公共資金信用保険・保証に返礼する従来以上の預貯金ができるような企業所得増収を挙げることが見込まれるならば、それは中小企業者にとって喜ばしいことである。しかし、経なければならぬ困難の予想が行政当局、学界その他思想界のそれに向かつての努力を無益のものとしてあきらめさせ、戦後にいたってもなお容易に「庶民金融論」的所論で新しい中小企業論をも律しようという無理をしているのがわが国の現状である。

中小企業金融論の分野にも、社会科学一般に通ずる一つの実証主義的傾向と、実証主義に立ちながらも試行錯誤をくりかえしつつ形成される予測学的把握方法が現われだして新風を注ぎこんだ。それは、朝鮮動乱経済と日米協力経済を背景とするわが国自主経済計画樹立以来の国民経済構造推移と一体不可分の関係があった。中小企業金融の課題はこの期において示したわが国経済の変化に即して急激に変わろうとしていた。

Ⅲ マネー・フローと長期予測の二つの手法出現

事実の状態を数字の表現等で客観的に把握する以外に事物の客観的存在すら信用しない傾向の多くの近代人に対して、経済行為の基礎的な準則である貸借

対照表上に記録された計数にもとづいたマネー・フロー分析表（資金循環表）が、もし中小企業金融についてできれば、そこからは信頼するに足る観察が生れるであろう。このように中小企業金融分だけの金融循環表作成がわが国で大蔵省、日本銀行および国民金融公庫等の手によって試みられた。3者いずれも作成に相違する点もあるが、うち日本銀行方式についてみれば要約つぎの通りであった。

② 従軸を——①通貨（現金通貨・当座性預金・短期性預金・政府当座性預金）②貯蓄性預金 ③信託 ④保険 ⑤有価証券（短期証券，長期国債，地方債，公社債，金融債，事業債，株式，投資信託受益証券）⑥日銀貸出金（借入金）⑦コール ⑧一般貸出金（借入金）（市中・政府）⑨証券会社貸付金 ⑩企業信用⑪出資金 ⑫外貨準備高 ⑬短期対外債権（債務）⑭長期対外債権（債務）⑮その他 ⑯資金過不足 ⑰合計の15金融取引要因，17項目——とし，横軸として，——①金融（日本銀行・市中金融）（銀行・中小企業金融機関）②政府（資金運用部・その他）③公社公団および地方公共団体 ④法人企業 ⑤個人⑥合計——の5取引主体に資産と負債別を施した「金融取引表」を作成する。

①ほかに，②表の縦の取引要因項目中の⑫外貨準備高⑬短期対外債権（債務）⑭長期対外債権（債務）の3項目を除いた全部の同じ項目の縦と②表と同じ横の取引主体項目とから成る「金融資産負債残高表」を作成する。

③これらの各項目についてすべて金融統計による計数を盛るがその大部分の計数は金融機関の貸借対照表と損益計算書の計数であり，人々の信頼をえる。これらのなかから一定の標準（中小企業基本法や中小企業信用保険法などが示す標準）にしたが，中小企業金融分を抽出することによってこの2つの表が中小企業金融循環表としてできあがる。取引きを相手方（産出，^{out} 収納，^{put} in ^{put}）別中心に観察するためには，資産，負債別に縦（取引種別項目），横（取引主体項目）別2通りの表を作成することによって目的が達せられる。これを数年継続する。

④これらの表の効用はつぎの通りである。——①縦，横各項目間の比率を数

年間比較することにより、一定時間におけるわが国中小企業金融の状況が均衡比率の形で把握せられる。②つぎに、数年度の間の各項目の成長率として検討することができる。③さらに全金融のなかには大企業金融と中小企業金融の2つだけとすれば、このようにして抽出形成した中小企業金融循環図計数を同時に作成される全金融循環表の計数から控除したものを大企業金融分計数として、均衡比率および成長比率を比較することができる。④これらの均衡比率乃至成長比率の下で、なお望ましい「融資」(out put)の項目の増減を見たいならば、その合計額のワケ内では他のどの項目の計数を、いかほど増減してみれば可能であるが、また合計額を超える範囲でも達成しようとする願望ではどの項目の増加をはかることが最も合理的であるかなどが、比較的に実証理論に近い形で立論可能である。

要約、以上のようなメリットを有するマネー・フロー方法を用いた中小企業金融の課題探究は、一見実証主義的で魅力があった。完成表は便利であったが、それは過去の関係を材料としていること、しかもバランス・シートから抽出して作成するにきわめて手数を要することのほか、資金需要に対し前向きの子測で対処することを要した当時のわが国中小企業金融研究家の間にはついに主流的手法にはならず、表の作成も僅少にとどまった。この手法による中小企業金融の課題探究中最大の難点は実に、究明されるある一定時点における中小企業金融を構成し、決定する各要因項目間の、均衡比率と成長比率の理想的若しくは発展予測的ひな型はこれを別に求めなければならないことであった。客観的に真実性をもつこのような理想型予測目標は、すでに失敗の歴史を中小企業金融論の分野でも記録していたのであった。

日本銀行のマネー・フロー表作成から数年前頃、国民所得倍增計画が経済審議会に諮問された際、その民間部会のなかの専門小部会として中小企業特別委員会ができた。結果的には計画書はその第2部(民間部門の子測と誘導政策)第3章の1および4(中小企業の近代化)等に若干の中小企業対象を掲げたが、その近代化・高度化という政策を除けば全体として別に新しい政策はなかった。しかし、その小委員会が参考資料として計画書本文以外に提出したもの

に、第1〔中小工業の見通しと生産性向上の目標〕と第2〔金融機関貸出増加見込と中小企業向貸出〕があった。それらは、第1表で20の統計表を用い、「現実の格差増大傾向をどのように理解し、どのような方向で、どの程度の格差解消をはかることが可能となるであろうか」。

この点については具体的に数字をあげて立証することは困難であるかもしれないが、巨大企業層と零細層を除けば、中小企業内部においては格差縮少が、現実の傾向の内に現われているということをまず重視しなければならないであろう。……生産性向上の目標からいっても巨大企業層とその次の階層との技術的な格差を解消してゆくことが必要であり、格差解消の目標を1,000人以上の巨大企業層を100とすれば、500~999人層は少くとも、90%内外にもってゆくことが必要であろうし、又可能であると考えられる。……こういった考え方から第5表(1)の規模格差表を利用して昭和40年の最下限(4~9人層)の規模格差を、同表40年の(10~29人層)におき、1,000人以上の層を40年の(500~999人層)の111.1% (1,000人層の90%)とし、昭和45年の最下限(4~9人層)の規模格差を同表45年の(30~99人層)におき、……中間層は一応等差級数的に格差が縮まるものとして、規模別格差(平均100とせる)縮少目標を示せば次の如くである。](経済審議会民間部門部会中小企業小委員会「所得倍增計画中小企業小委員会報告」——中小企業金融公庫「調査時報」第2巻第12号ページ23~25)と述べ、昭和45年までの格差是正見込の表を提示した。ついで第2表はその格差改善のため必要な投融資中、金融機関の増加貸出額見込みに付き、——①第2次、第3次産業の所得の伸び率を年7.9%とし金融機関貸出伸び率をそれと同率として計算したもの、②ほかに設備資金貸出につき昭和36年3月末現在で再評価済の固定資産額の借入依存度に見合うようインフレートした計算を施したもの、③昭和28~34年に現われた鋳工業生産指数を貸出増加指数が伸び率で上回ったのを計算に入れたもの ④および、設備資金については所得倍增計画も用いている1.15資本係数を基礎とし、さらに投資設備と生産のタイムラグを考慮して計算したものの4通りの金融機関(全国銀行・同信託勘定・相互銀行・信用金庫・信用組合・商工組合中央金庫・開発銀行・国民金融公庫・中小企業金融公庫および北海道東北開発公庫)

貸出増加見込（自昭和36年3月至46年3月）をつくった。——ついでこの上に、①20～34年平均の中小企業向貸出比率，設備資金23%，運転資金47%を適用した見込，②「国民経済に対する中小企業の寄与率を製造工業についてみると，雇用66.1%，出荷43.3%，附加価値42.0%（中小企業総合基本調査），輸出52.8%～57.2%（大阪府立商工経済研究所調査）。」（「金融機関貸出増加見込と中小企業向貸出」第五表注の2——中小企業金融公庫調査時報第2巻第12号ページ35）を勘案し金融機関貸出増加見込みのうち中小企業向割合を，設備資金40%，運転資金55%としたもの，③28～34年実績による政府関係3中小企業専門金融機関（国民，中小企業両金融公庫および商工組合中央金庫）の貸出増加見込表を，設備資金74.0%，運転資金21.2%の割合で計算したものおよび④昭和28～34年の実績単純引伸した第①表（設備23%，運転47%）と格差解消のために望ましい中小企業向貸出増加表（設備40%，運転55%）の第②表との差額を政府関係金融機関で補完すると仮定する場合の政府関係3専門機関の貸出増加表を掲げている。

この数表は，基礎を実証，実績におきながら，かつ前望的にある目標を掲げ達成予測をいくつか案出したものとして当時の中小企業金融論者にも一様に魅力をなげかけた。それは，国民所得倍增計画に合致する長期見通論であるかどうかは別問題にして，大企業だけを中心として建てられているのではなかろうかとみられる国民所得倍增計画のなかに，やりようによっては中小企業だけについても長期見通し，計算が成立することが試案された。また，その試案過程において予想以上に中小企業の国民経済に対する寄与率が大きいことも明かにされた。各事業体の計画，予算等で長期計画が要請され，事業の体質，構造等が再認識，再検討が要望され，わが国自立経済計画態勢の背景も有力な好刺激であった。一般経済計画策定者はもとより，中小企業問題，したがってその一環である中小企業金融政策立案担当者の眼が一斉にこの長期見通表作成に注がれ，種々の長期見通し表ができたのは当然である。

予測が正確を欠くときは直ちに訂正され，試行錯誤の言葉で補なわれるこの論述は割りきり方が速い点もあって，実務家社会には歓迎され，中小企業金融長期見通論も一つの流行とさえなった。

しかし、この長期見通し論も長い発展を味わうことなく終る運命となったのは意外であった。すなわち、せっかく実証的根拠に立つことを特色とし、基本的な見通しには一様に「過去および現在のすう勢の引き伸ばし発展率」を採用したこれら長期見通し論は、結果においてその「過去および現在まで」の期間の発展率または成長率をはるかにしのいで高いその後の高度成長経済下の金融実勢がもたらされたのであった。所得倍增計画中小企業特別委員会報告資料の「金融機関貸出増加見込」のうち「国民所得伸び率7.2%の前提において一応妥当と思われる増加見込」の昭和37年度 14,175億円、38年度 15,688億円、「国民所得増加年率7.2%を前提とした場合における貸出増加の上限をなすもの」の試算による昭和37年度増加額15,561億円に対して現実の自立経済の中小企業金融機関の貸出増加額はすでに34年度で16,255億円と予想額を上回った。また、昭和46年3月末現在の見込表の金融機関貸出残高に対して実際残高は45年12月末ですでに計画見込額の187.7%と倍近くに達している等、現実の発展は計画見込表をこえ、計画見込表の価値を半減させた。これはたまたま、高度成長経済という過去とは比較ならぬ飛躍的發展を毎年くりかえす幸運がその後続いたからの計画予測の不足という悲哀でもあったが、予測科学における実績発展度プラス・アルファの、そのアルファ原理の模索が原因であった。それよりも問題はむしろ、計画見込み測定値よりも常に上回る成績を示す中小企業金融については、たとえその間に金融引締め等による中小企業金融難の現象などあっても、中小企業金融についての理論的研究は不要であるという考えの流行であった。一般に社会科学における各部門共通の悩みの一つは、課題の理論的探究はこれを第二とするという戦後の風潮であった。中小企業金融論の課題も今や、戦前からの「庶民金融論」と一方、量的な均衡論であるマネー・フロー手法の中小企業金融図論や、所得倍增計画を契機とする長期予測中小企業金融論を一時的に発展させながらも、その反動もあってか、理論抜きに現象均衡維持的技術向上論に埋没してしまった観がないでもない。金融が経済の最も中心的な存在となり、その動向支配に最も花形的役割りを演ずれば演ずるほど、自己自身の理論的探究の掘り下げが留守になりがちなのは自然の勢いとして、こ

のまま肯定されつづけられてよいものであろうか。

IV なお広く深い中小企業金融論の課題

わが国が戦後復興期から自立経済期に入るにつれ、一挙に高度成長経済政策をとったことは中小企業金融にも大きな影響を及ぼした。

国民所得倍増計画で対策的に掲げた中小企業施策の概容はこれまでと大差はなかったが、根本的に新しいことは、倍増計画、成長経済に中小企業も参加するには、対内的にも国際的にも特に近代化・高度化をその体質に施さねばならないことであった。新たに近代化・高度化資金という資金需要を与えられて中小企業金融界は今までにない賑いを示すはずであった。しかし、事實はそうでもなかった。その理由は既述のことに一部重複するが、まとめてみればおおよそつぎの通りであった。——①戦後の中小企業金融制度が既述の通り一応出来上っていて近代化・高度化金融も十分その機構内でやり得ると考えられたこと。②成長経済下においても、昭和40年から42年の暮れにかけてのきびしい金融引締め下で中小企業金融のひっ迫はげしく、ついで中小企業不渡手形、倒産が世上の話題になるなどの問題はありながらも、一般的には中小企業も成長経済の恩恵に浴して業績は比較的にあがった。③昭和38年に中小企業基本法が制定された際にも、金融についてはわづかに2カ条（第24条（資金融通の適正化）、第25条（企業資本の充実））だけで、内容も第24条は既往政策の効率的運用を強調したに過ぎず、第25条は別の投資育成株式会社法に詳細を譲った証券金融の勧奨規定であった。これは、基本法が主として近代化・高度化政策を詳しく宣明することに重点をおいた結果でもあるが、また、当時国会内外でやかましかった、民間金融機関の資金統制論議と、いま一つ、同じく野党の基本法案に盛り込まれていた金融機関資金運用中一定割合を中小企業金融に向けることを法に明定する論との対決を避けたいとする政府・与党の意向がみられた。④企業診断の方針として企業庁は、「資金・資材の斡旋を前提として当該企業の当該業種における順位または格付を行なうことを目的とするものではない。」（「中小企業診断要領」）とした。原則として診断を条件とする近代化・高度化事業計画はそ

のなかに「新たに設置すべき設備の種類、資金の額」というふうに資金計画を重要項目とはしているが、その外部導入資金の見通しは認可乃至指導官署が責任をもつものではなく依然、従前通り金融機関に委せられた。したがって、基本法制定と同時に「振興資金」から「近代化資金」と改称され、毎年組合組織と業績見込診断にパスしたいいくつかの近代化・高度化承認業界も、実際の推進力である金融計画で意の如くならず多くのものが壁に突きあたった。⑤近代化・高度化の本格的な推進の道は、わが国中小企業を包む国民経済環境がいまや先進国に近づくとつれて、自己の生存と国民経済のなお一層の繁栄が必然的に不可分となった。それは中小工業だけでなく中小商業における販売機構の非効率指摘を突破口として逐次、その他のサービス業、建設業、運輸業等の中小企業金融に及んだ。しかし、簡単にこれに依って全業種の中小企業につきその近代化をはかろうとする計画またはその近代化資金計画を掲げることは政府は容易にしなかった。太平洋戦後の経済民主化と民主主義的原理は、とかく国家統制主義に陥りやすい計画経済の傾向を有するこの近代化計画を積極的に推進することを、強く躊躇させた。すくなくとも、政府の一方的な計画立案と推進を思いとどまらせ、企業診断合格またはその示す規準に適合する実態の企業群の自発的意欲を先行要件とさせた。

自立計画経済期以来、最近にいたるまでわが国中小企業金融論がその探究においていささか活気を失ないつつある原因は要約以上のものであるが、しかし、求める安定と繁栄ははたして、政策当局の指導と制度機構の路線設定だけで甘受できるものであろうか。

中小企業金融論も中小企業論中の一翼として独立の課題があるはずであり、それが「庶民金融論」以上に分科して(中小農業金融 および 勤労者金融とも分科)「中小企業金融」となった今日、その特性や動向などは腰を落付けて研究されなくてはならないのであろう。その課題は、理論上もまた実際政策的にも種々ある。例えば第一には、資金が中小企業の体内を潜り抜けて循環するとき、大企業、農林漁業、勤労者等のそれぞれの体内を潜る循環の際よりいかに円滑、迅速、あるいは効果的であるのかどうかの検討を、近代金融実態調査、中小企

業診断の進んだ手法で試みることが望まれる。また、現在のような中小企業三専門民間金融機関は恒久的に専門機関であるべきかあるいは、全国銀行の中小企業金融のように信用保険・保証の適用いかん、利用いかんによっては専門機関がなくても中小企業金融充実の目的は達せられるかどうかとも真剣に検討される価値がある。例えば、一方においては、既述のマネー・フローなどで明かにされるとおり、中小企業専門金融機関が取引きしている業務地盤は主として中小企業者相互間である関係上、その供給資金（預貯金、出資金等）の上の貸出金もし易いことは同じく中小企業を地盤とする当然の結果である小口金融性とあいまって、一つの固有の関係を形成しているという肯定論がある。これに対して一方では、専門金融機関の存在はかえってそれだけ中小企業に安易な依存心を与えて中小企業現状維持的にさせ企業成長に障害となり、金融はこの意味ですべからず普通銀行のような、中小専門などは抜いた方がよいという論も対立する。

ほかに、中小企業の借入金返済力について十分研究が行なわれ、その上に立って社債、株式等の市場性、発行可能性が研究され、経済先進国の中小企業金融問題がすでに投資証券金融に集中されていることを改めて想起しつつ、いかにして社債、株式等長期金融方式に接近することができるかが検討される。また、細かいながら殊に小口融資で手数を要する割り高の金融になるという「庶民金融論」以来の性格についても、根抵当の原理を不動産以外の担保品に最高度におし進めるかまたは信用保険・保証の補填に、すべて含めるかなど、割り高性の宿命と対決するのも新しい課題の一つであろう。

以上をかりに、目下表面上中だるみとなっているわが国中小企業金融論が、比較的余裕があるこの時期にこそ検討すべき第一次的課題の例であるとするれば、つぎは、その近代化・高度化金融について、金融機関の立場を最高に発揮する場合のつぎのような点についての積極的発言であり、また重要にして正しい発言のための研究である。

中小企業近代化・高度化資金は——①いかなる程度に、②いかなる方法により、③業種別に各部門別にいかなる程度の資金計画により、④いかなる財源

から、いかにして資金調達を行なうか、および⑤一括か業種別にか部門別にかにせよ、何か年計画で達成するのか。

このような構想、課題の研究はたしかに一見、計画経済体制のもとにおいてのみ行なわれ、わが国が採っている自由主義経済体制にとっては不適合のものとして排斥されてきた。それだからこそ金融機関は、当の中小企業業界も等しくその業種の企業近代化・高度化計画にはあまり関心を示さず、ひとり行政指導官庁だけの計画推進の責任に終りがちであった。経済が進むにつれ、貿易および資本の自由化が進行してくるにつれ、中小企業近代化・高度化によるわが国国民経済体質改善の必要がすべての人々に明らかになった。資金源をさらには日本銀行からの借入金に求め、ついにはインフレーションの責任をとる破局を慎しみ、預貯金の吸収にせっきやく力めるとするならば、体質改善により対外競争力を強化することを最善の道とするのは当然であった。しかし、それに必要な資金を供給する金融機関がその近代化・高度化計画に全然干渉しないということは徹底的にこれに対する資金供給を冷淡にさせている。この不合理はさらに尾をひき政府は、自分が計画立案した近代化・高度化計画には民間金融機関資金を期待できずすべて政府と公共団体（都道府県）半々拠出の資金によらなければならなかった。長期低利を要する近代化・高度化資金である故に技術的にいって民間資金に全然手が出せない長期、低利であるか、できるだけ民間資金でも可能なるように接近できるまで近代化・高度化資金の期間、金利等を検討することは、中小企業金融の新しい課題であろう。民間金融機関が当初から中小企業近代化・高度的金融制度に白眼視的態度を採ったとしても、その後の情勢変化により態度変化を示してはいないか等、中小企業近代化・高度化融資制度の根本に触れる問題である。つぎに近代化・高度化融資についての既述のような諸点の考察もそれぞれ重要な課題である。昭和44年の「中小企業白書」はそのなかでわが国中小企業政策の目標を「先進国への道」のなかに発見しようとしているようであるが、先進国の中小企業なり政策といってもかならずしも統一的でなく、具体的に先進国の中でもどの国であるか、または数カ国平均値としてもどの部分を目標とするかについては明示はなく、人々を戸迷わさせ

ていた。

近代化が「なにを具体的な目標にして、いかにして達成するか」は通常中小企業全体の課題であって中小企業金融の課題そのものでないようにも感じられるが、必要資金量の算出には近代化程度論が不可欠であるという理由もあって、中小企業金融論にとっても恰好の課題に加えられよう。「いかなる程度の資金計画で」と、「いかなる財源によって」か、すなわち民間資金によるか、あるいは主として公共資金によるかの考究は中小企業金融論にとって、古くて常に新しい問題を提示する固有の課題である。主として新規設備導入を中心とする中小企業近代化計画に資金計画が重要なことはいまさらいうまでもない。しかし、近代化が本格的に見直され、高度成長経済政策下の国民経済の今後の持続の成否か全く弱体部分の近代化・高度化計画いかにかかっているほどの重要性をもつとすれば、今日の近代化要請は、わが国経済のゆくてにとって真に画期的なものがある。この画期的な中小企業近代化の重要な一環である資金需供計画を課題とする中小企業金融論は責任重大といわなければならない。責任重大というのはさらに、西ドイツ奇蹟の復興にもおとらないわが国経済の復興と高度成長経済の所得増大の効果を、この機会に無にしないように、例えば効率が薄いがちの海外投資にむけるよりは内部の国民経済弱体部分の補強にこそ充当すべきであるという議論からも鼓舞される。「いかなる財源により」、すなわち民間資金によるか公共資金によるかの検討は、単に長期、かつ低利かいずれの資金からより豊富に供給されるかの点に止まらず、本来、生産性上昇をはかる体質改善の近代化計画、近代化金融計画は原則として両資金のいずれかによるべきかの重要課題を有している。これはまた、生産性向上を目的とする中小企業近代化計画が、結果的にわが国経済の脆弱部門を強化することにより民間経済部門のみが利益をうることを主眼とするか、国民経済全体としての安定と均衡をえる点に主眼をおくかの態度の相違からも結論が異なる。国民経済の体質強化案は、多くのところ国際経済競争力強化思想に鼓舞され、国民経済の対外競争力戦争に発展する危険を秘めている。第2次世界大戦の惨禍の深い記憶は戦後の国際経済に IMF と GATT という、金融と貿易にわたる防止措置

を案出させた。それが實際上、多少大国主義的機能に走るか否かは別問題として戦前のように熾烈な国際経済戦を現在まで4分の1世紀を通じてなしで過ごしてきた。しかし、この間に各国、ことに先進諸国間の生産性向上競争運動の展開には、なかに IMF, GATT 両新体制を忘れたかのような対外経済競争の風潮もみられた。このようにして現在各国が鋭意進めている中小企業近代化の政策も、そのなかに含まれる「対外経済競争至上主義」への危険を、理論上および實際上除去し、本来の共存共栄的基礎樹立の考察をまっけている。これは、中小企業論全般にわたる最大の課題であってとくに中小企業金融論が課題としなくてもよさそうである。しかし、近代化・高度化の課題が現段階のわが国中小企業論の中心的焦点であり、他の二つの基本的課題である「組織化」と「金融」がともに「近代化」の手段となったほど「金融」にとっても「近代化」が重要である今日、「金融」は「近代化」の一環としての相互理解が必要である。この意味で中小企業金融論は「中小企業近代化融資論」であるといっても過言でなく、それ以外の災害融資、一般金詰り救済融資等は、その国の政策の、あるいは問題の取りあげ方が旧態であることの証明にほかならない。最後の課題、すなわち、「すべての業種業態を網羅した中小企業全体の近代化実態が」、すなわち、近代化促進法方針の通り、まず組織化や協業化の見込がつき、つぎに近代化の技術的態勢が企業診断の結果を経たものだけ順次近代化計画としてパスさせ、それにはじめて国および都道府県資金の近代化融資制度を加えるという方法を是とするかの課題である。これも本来、一中小企業金融論だけの専属課題ではなく、広く中小企業論一般の問題ではあるが、わが国の中小企業問題中の近代化論が国民所得倍增計画書に掲げられた当初以来多く「工業」中心であったのを、この際中小企業金融論が課題として取上げるのを機会にいずれかに比較検討してみようというのである。倍增計画以後、そのアフター・ケァーとしての中期経済計画にいたり、はじめて中小商業の近代化の重要性も取り上げられ、以後逐次近代化は中小商業に拡大された。さらにそれが運輸業、サービス業等の他の中小企業分野にも逐次及ぶことは必然である。金融一般がいまあらゆる分野で経済の支配的作用を強くしていることは中小企業経済の場

合もほぼ同じであるが、「中小企業近代化融資制度」において定められる「中小企業近代化計画」が全体を代表するもののようになったとするならば、この、とかく論議のある「近代化」の概念の実証的究明をも、中小企業金融論の一課題としても場ちがいでないであろう。